

第17期

第36回

# 農地部会議事録

平成30年7月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 平成30年7月18日(水)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	新田幾男	出席	富久山地区
2	飯田東一	欠席	安積地区
3	増子富康	出席	三徳田地区
4	根本淳一	出席	日和田地区
5	鈴木裕美夫	出席	西田地区
6	小林正一郎	出席	片平地区
7	藤田稔	出席	熱海地区
8	古川勝幸	出席	中央地区
9	田母神一二	出席	田村地区
10	吉田秀吉	出席	三徳田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	佐久間俊一	出席	喜久田地区
12	細山文昭	出席	逢瀬地区
13	松川延安	出席	田村地区
14	馬場猪吉	出席	田村地区
15	樋口誠一	出席	湖南地区
16	村上晃一	出席	中央地区
17	古川一郎	出席	中田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 松井喜夫

【事務局次長兼農業振興係長】 齋藤 聡

【庶務係長】 家久来悦子

【主任主査兼農地調整係長】 柳沼一幸

【農地調整係主任】 菱沼宏幸

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐藤善寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



この議事録は、本会議の書記が記載したものであるが、真正であることを保証するため、ここに署名する。

郡山市農業委員会農地部会

農地部会長

松川 延安

---

農地部会長職務代理者

吉田 秀吉

---

署名人

藤田 稔

---

署名人

佐久間 俊一

---

事務局	<p>ただいまより、第36回農地部会を開催いたします。</p> <p>本日、飯田東一委員より欠席の届け出がござっております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この部会は、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、成立しております。</p> <p>本日は17期最後の農地部会のため、まず新田会長のご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
会長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>大変暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>西日本で大変大きな災害が発生しまして、農業関係だけでも損害は400億とされております。</p> <p>まだまだこれから被害額が増えそうな感覚は持っておりますが、いつ何時こういった被害が我々のところにあるかも分かりませんので、万全の供えを怠らないようお願いしたいと考えております。</p> <p>この3年間農地部会の皆さんには3000件以上審議して頂きまして、皆さん方が法にのっとり、この3年間を無事に終われたことに感謝したいと思います。</p> <p>この3年間みなさんが節度ある行動をしていただいたおかげで、3年間皆さん健康で誰一人欠けることなく終えることが出来ました。</p> <p>この3年間部会長の松川委員、部会長職務代理の吉田委員、本当にご苦勞様でございました。</p> <p>拍手を持ってお礼の代わりとしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、部会長のご挨拶をいただきます。</p>
部会長	<p>こんにちは。</p> <p>会長からお話があったように17期最後の農地部会となりました。</p> <p>3年間皆さんのご協力、ご指導をいただき無事職務を遂行することが出来ましたことを御礼申し上げます。</p> <p>3年間やってきた感想なのですが、郡山は市街化区域が多いこともあって転用が多く、また非農地証明などもありどんどん農地が減っていく傾向ですが、我々農業委員として農地を守っていき、優良農地を残していかなくてはいけないのかと思っております。</p> <p>今日は最後の審議になりますが、よろしく願いいたします。</p>

事務局	農地部会会議規則第7条第1項の規定により、 部会長に議長をお願いいたします。
議長	<p>それでは、提出されております申請案件について、 農地法に基づき、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	(全員異議なし)
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>7番 藤田 稔 委員 11番 佐久間 俊一 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に正誤表をお配りしております。</p> <p>議案第1号 日和田11番、12番 土地の表示 議案第3号 中田10番 賃借期間</p> <p>以上、訂正になります。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に 関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、妻への一括贈与です。 受け人と夫が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 古川 勝幸委員の調査報告を求めます。</p>
古川 勝幸 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 受け人と夫が農作業に従事します。 7月10日に事前審査会を行いました。 申請事由は法人を立ち上げて これから農業規模を拡大するというので、 現在も適切に管理されており大槻では期待の農家となっております。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、弟への贈与です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>3番 1件について、 許可と決することにご異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に4番と5番の 2件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>4番 5番 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず4番ですが、渡し人、受け人 および土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>現地は適正に水稲が作付けされており、 受け人の水田に隣接して一枚の水田として使用されています。</p> <p>受け人が今後も適正に耕作します。</p>

	<p>次に5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 7月10日に事前審査会を行いました。 借り人は子供の頃から農家の手伝いをしており、 農業に興味があったとのことです。 現在は自営業を営んでおりますが、 妻とともに水田で減農薬有機栽培を行いたいとのこと。 貸し人に指導を受けて農業を行います。 現地は水稻が作付けされており、今後も丁寧に農業を行います。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番と5番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の2件について、許可と決めます。</p> <p>次に6番と7番の 2件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>6番 7番 2件について調査の結果をご報告いたします。 受け人同一のため、一緒にご報告いたします。 貸し人、借り人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 6番は畑、7番は水田で、いずれも受け人の土地が隣接しており、 今後も適正に営農を行います。 農作業は借り人とその妻、両親とともに行います。</p>



	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番と7番の2件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番と7番の2件について、許可と決めます。           次に8番と9番の2件について付議いたします。          事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番と9番の2件について調査の結果をご報告いたします。          まず8番ですが、使用貸人、使用借人および          土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は、子の妻への使用貸借です。          借り人と同居している義理の両親が農作業に従事します。           次に9番ですが、使用貸人、使用借人および          土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は、子の夫への使用貸借です。          借り人と妻、同居している義理の両親が農作業に従事します。           これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番と9番の 2件について、 許可と決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に10番から12番までの 3件について付議いたします。</p> <p>根本 淳一委員の調査報告を求めます。</p>
根本 淳一 委員	<p>10番から12番 3件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず10番ですが、渡し人、受け人および 土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>後の5条申請の際に、分筆されている土地になります。</p> <p>受け人は野菜を栽培する予定になります。</p> <p>次に11番ですが、渡し人、受け人および 土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、贈与、農業開始です。</p> <p>7月10日に事前審査会を行いました。</p> <p>渡し人と受け人は親子であり、 男兄弟が亡くなったため、娘さんが後を継いで 旦那と農作業に従事します。</p> <p>住まいも近くにあり、農地の管理も適正に行います。</p> <p>次に12番ですが、渡し人、受け人および 土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、孫への贈与です。</p> <p>11番と同様に、受け人は長男の子供で孫です。</p> <p>11番の受け人である伯母とともに農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番から12番までの 3件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番から12番までの3件について、  許可と決めます。</p> <p>次に13番から15番までの 3件について付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>13番から15番までの 3件について調査の結果をご報告いたします。  まず13番ですが渡し人、  受け人および土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は、高齢化、経営拡大です。  受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に14番ですが渡し人、  受け人および土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は、子への贈与です。  受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>次に15番ですが渡し人、  受け人および土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>13番から15番までの3件について、許可と決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、13番から15番までの3件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>根本 淳一委員の調査報告を求めます。</p>
根本 淳一 委員	<p>まず1番1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、分譲住宅へ入るための開発道路のためです。</p> <p>農地の区分は第3種農地として判断しました。</p> <p>分譲住宅に入る道路が他にないためこの農地を選択しました。</p> <p>周辺農地の営農への支障はありません。</p> <p>次に2番1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、資材置場への侵入路のためです。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>本件は追認案件になります。</p> <p>長年にわたって違反転用となっていました、今回の申請で解決となります。</p> <p>顛末書も提出し、今後は関係各機関と十分に相談するようとするのでした。</p>

	<p>以上 1 番 2 番 2 件については、 農地法第 5 条第 2 項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1 番と 2 番の 調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 まず 1 番の 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は 11 ページの第 3 種農地、2-1-(1)-エー(ア)-b-(a) で 住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、 市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は 2-1-(1)-エー(イ) で 第 3 種農地の転用は許可することができます。</p> <p>次に 2 番の 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は 4 ページの第 1 種農地、2-1-(1)-イー(ア)-a で おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の 区域内にある集団農地です。 許可基準は 6 ページの 2-1-(1)-イー(イ)-e-(e) で 既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであること (拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を 超えないものに限る) です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1 番と 2 番の 2 件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1 番と 2 番の 2 件について、 許可と決めます。</p> <p>次に 3 番 1 件について付議いたします。</p>

	<p>新田 幾男委員の調査報告を求めます。</p>
<p>新田 幾男 委員</p>	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。  申請の事由は、境内地移転のためです。  農地の区分は第2種農地として判断しました。  お寺の本堂を建設するものとなります。  このお寺は、東日本大震災の際に大被害を受け、  本堂の石垣が崩れ、ガタガタになってしまい  住職も住むことが出来ず今はアパートで暮らしています。  100年以上あるお寺ですが、以前火災に遭い  その際の廃材で建てているようで、今も崩れそうなままであり  到底修復できず、住む事もできないため今回の申請に至りました。  近隣農地の地主からの同意も得ております。  また、資産計画も問題なく檀家役員との話し合いも出来ております。</p> <p>以上3番 1件については、  農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>調査結果の補足説明をいたします。  「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は10ページの第2種農地、2-1-(1)-オ-(ア)-bで  宅地化の状況からみて3-b-①から③に掲げる区域に該当することが  見込まれる区域として、宅地化の状況が3-b-①に掲げる程度に  達している区域に近接する区域内にある農地の区域で  おおむね10ha未満の市街地近傍小集団農地です。  許可基準は、2-1-(1)-オ-(イ)で第2種農地の転用は  申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが、  農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから  許可できると判断しています。  その他の事項については、記載のとおりです。  以上、補足説明といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。  次に4番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
	(議長が吉田職代に交代する)
議長	議長交代いたしました。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は、資材置場のためです。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 本件については申請面積が3,000㎡を超えるため、 7月4日に事務局2名と現地調査を行いました。 申請人はゼネコンが高層ビル建築などに使う製品を扱う鉄工所です。 製品は10mを超える梁や柱が多く、 検査を行うまでの保管場所が必要なことから申請地を選定しました。 申請地北側は現在の工場に隣接しており、 西側は市道に面しております。 周辺農地の営農に支障はありません。  以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は10ページの第2種農地、2-1-(1)一カ

	<p>農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は、2-1-(1)-カー(イ)で第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると判断しています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可相当と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
	(議長が松川部会長に代わる)
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。</p> <p>鈴木 裕美夫委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木裕美夫委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、小麦販売事務所敷地拡張のためです。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>使用貸人、使用借人は夫婦であり、自己所有の山林を用地にして小麦粉販売のための事務所を設置しましたが、小麦粉を保管する倉庫用地が必要となり、隣接する農地の一部を使用するものです。</p> <p>周囲は山林及び市道であり、周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上5番 1件については、</p>



	農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は4ページの第1種農地、2-1-(1)-イ-(ア)-aで2番同様です。 許可基準は6ページの2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決めます。 以上で、議案第2号を終わります。  次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 11番 1件について付議いたします。 この件につきましては、本部会委員が借り人の同居の親族になっており、農業委員会等に関する法律第31条第2項の議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する。)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番の農用地利用集積計画につきましては、

	<p>使用収益権設定の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について承認と決します。 退席委員の復席を求めます。</p>
	<p>(退席委員が復席する。)</p>
議長	<p>1番から14番までのうち 11番を除く13件について付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から14番までのうち 11番を除く13件の農用地利用集積計画につきましては、使用収益権設定11件、所有権移転2件の申請があり農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から14番までのうち、11番を除く13件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から14番までのうち11番を除く 13件について承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。  続いて議案第4号「事業計画変更に関する意見決定について」を議題といたします。</p>

	<p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>馬場 猪吉委員の調査報告を求めます。</p>
馬場 猪吉 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申請の事由は宗教上の理由等からの墓地の区画の見直しです。</p> <p>平成29年12月18日に許可を受けた案件になります。</p> <p>変更前駐車場の部分を墓地とし、 変更前墓地の部分を駐車場とします。</p> <p>墓地の総数に変更はありません。</p> <p>切土盛土は最小限にとどめ、 土地の境は低木により緑地を作り土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水は側溝に排水し、 汚水は出ないため周辺農地への支障はありません。</p> <p>現在工事中で、当初予定の2ヶ月遅れの 8月末に完了する見込みとなります。</p> <p>許可基準については問題なく、許可相当と思われます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>6月26日に事務局と現地を調査いたしました。</p> <p>元々は畑でしたが、</p>

	<p>傾斜地で灌木が生い茂っており 農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と判断します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 樋口 誠一委員の調査報告を求めます。</p>
樋口 誠一 委員	<p>2番 1件について、調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 7月6日に事務局と現地を調査いたしました。 地目は畑ですが、高低差のある山になっており、 現況は樹齢50年ほどの杉が生い茂っていることから 農地への復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と判断します。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p>

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から8番までの8件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から56番までの56件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番1件について通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり1番1件について、願出により農地部会運営要領第16条第1項第5号の規定により受理したので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「農地法第3条の規定による許可処分取消について」 次のとおり1番と2番の2件について取消願いの提出があり、適当と認め取消したので報告する。

報告第5号を終わります。

ただいまの第1号から第5号までの報告についてご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。

	<p>次に、中間管理機構からの貸付け分について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく 農用地利用配分計画案について、市長から意見が求められています。 ただいまから、この案件について審議します。 郡山市農用地利用配分計画案次に1番から4番までの、 4件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧ください。 郡山市長から意見を求められた、農地中間管理機構から 借受人への貸付について、1番から4番までの、 4件について、配分計画の内容を 調査いたしました。問題はなく、適当と認められますが ご審議のほど よろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から4番までの4件について 特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から4番までの 4件について特に意見はない旨、回答することに決定しました。 次に5番 1件について付議いたします。 この件につきましては、本部会委員が借り人 になっており、農業委員会等に関する法律第31条第2項の議事参与の 制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する。)</p>
議長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>郡山市長から意見を求められた、農地中間管理機構から 借受人への貸付について、5番 1件の配分計画の内容を 調査いたしました。問題はなく、適当と認められますが ご審議のほど よろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	5番 1件について 特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 特に意見はない旨、回答することに決定しました。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	その他ございませんか。
	(なし)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第36回農地部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

郡山市農業委員会

## 第36回農地部会（平成30年7月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

15件で、田 89,715.28㎡ 畑 10,074㎡ でした。

第5条 農地転用（権利移動）は

5件で、開発道路1件

進入路1件

境内1件

資材置場1件

小麦販売事務所敷地拡張

この他、非農地証明、農用地利用配分計画の決定がありました。